

# 第24期宝塚市農業委員会

## 令和4年第2回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年2月18日

(2022年)

宝塚市農業委員会

## 第 2 4 期 宝塚市農業委員会 令和 4 年第 2 回議事録

1. 日 時 令和 4 年（2022年） 2 月 1 8 日（金） 14 時 00 分～15 時 10 分
2. 場 所 宝塚市消防本部 3 階会議室
3. 農業委員定数 1 3 人
4. 出席委員  

1 番 平塚 三郎	9 番 平井 公雄
5 番 中西 瞳	1 0 番 林 五郎
6 番 阪上 秀一	1 1 番 上田 健
8 番 中西 恵子	1 3 番 篠木 秀夫
5. 欠席委員  
3 番 阪上 勝弥、4 番 山添 令子、7 番 塚本 俊昭、1 2 番 嶽 広行  
2 番 今里 浅一
6. 農地利用最適化推進委員定数 5 人
7. 出席農地利用最適化推進委員 なし
8. 欠席農地利用最適化推進委員  
1 番 阪上委員、2 番 辻井委員、3 番 東委員、4 番 福井委員、5 番 和田委員
9. 事務局  
事務局長 藤田裕之、係長 木村晴彦 事務職員 鈴木恒、岡田優花里
- 1 0. 議 題
  - 1 議案第 5 1 号 非農地証明願の件
  - 2 議案第 5 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画決定の件
  - 3 議案第 5 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
  - 4 議案第 5 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の件
  - 1 報告第 6 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の件
  - 2 報告第 6 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件
  - 3 報告第 6 5 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
  - 4 報告第 6 6 号 認定電気通信事業による事業計画届出の件

## 令和4年 第2回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年2月18日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第2回総会を開会します。本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を減らして開催します。

本日の欠席は3番阪上勝弥委員、4番山添委員、7番塚本委員、12番嶽委員、2番今里委員、阪上推進委員、辻井推進委員、東推進委員、福井推進委員、和田推進委員が欠席ですが、第2回総会は成立しております。

本日の議事録署名委員は、5番中西瞳委員、6番阪上秀一委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移りたいと思います。

議案第51号 非農地証明願の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第51号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

願出人、(住所)、(氏名)さん。届出地、口谷西(地番)。地目は畑、931㎡。所有者、(氏名)さん。該当農地には、1975年時点より住居があり、宅地として使用されているとのこと。目的は、地目変更登記のため、添付書類としまして国土交通省の国土地理院空中写真、1975年撮影の分があり、この1975年未登記の建物がありました。3棟中1棟が取壊し済みです。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 特に問題ありませんでした。

○林会長 特にならなければ、本件について採決いたします。

非農地証明願の件、証明することに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、届出地、波豆谷田東掛(地番)、(地番)、(地番)。地目はそれぞれ田。地積は、1,098㎡、1,156㎡、1,157㎡。貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)さんです。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で使用貸借となっております。

2件目、届出地、波豆尾ノ上(地番)。地目は田。地積は、1,066㎡で、貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)さんです。令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間、使用貸借となっております。

3件目、届出地、境野向井庄田(地番)。地目は田、地積は2,440㎡です。貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)さんです。令和4年3月1日から令和5年2月28日の1年間、賃料は2万円となっております。当該農地は、今年の農地パトロールでも遊休農地となっており、貸主からも使いにくいと聞いているため、まずは1年間

試してみたいということで期間を設定しています。

4件目、届出地、大原野前中(地番)。地目は田、地積は1,255㎡で、貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)さんです。令和4年3月1日から令和9年2月28日の5年間、賃料は1万3,000円となっております。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。1、2件目、上田委員。

○上田委員 特に問題ないと思います。

○林会長 3件目、中西瞳委員。

○中西瞳委員 特に問題ありません。

○林会長 4件目、地区担当委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

○事務局 特に意見はないと伺っております。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、本件について採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、本件の事業計画認定の件を決定といたします。次に議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。

申請者、(住所)、(氏名)さん。申請地、安倉北(地番)、地目は田、地積は436㎡。耕作者は(氏名)さん、証明する従事者は(氏名)さん。今回の申請理由は(個人情報)。お持ちの生産緑地はこの1筆のみとなっております

○林会長 地区担当委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

○事務局 特に意見はないと伺っております。

○林会長 ほかに、何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、本件について採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

議案第54号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第54号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分を保留したものについて、御審議願います。

届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地、伊子志(地番)、地目は田、344㎡。耕作者は(氏名)さん。転用の目的は駐車場。造成期間は令和4年5月1日から30日間。水利組合の同意書は添付されていますが、隣接農地の同意書がなく、経緯書が添付されています。当該申請は、許可ではなく届出のため、法律上必須ではありませんが、隣接農地同意書の添付がない状態で転用を認めるかも含めて御審議をお願いします。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 隣地農地同意書が作成できないことは、経緯書で御理解いただけると思っています。今月、隣接農地所有者の自宅に農業委員会事務局の木村係長と共に訪問し、農地転用の地目変更等について、所有者と面談しました。その際、経緯書にも記載がありますが、境界について設計会社が所有者立ち合いのもと、境界標を設置したと話があり、現地調査の折に、境界標を確認しました。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、本件について採決

いたします。農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件について受理することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 続いて報告事項に移ります。

報告第63号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第63号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地、鹿塩(地番)、地目は田、地積は257㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的は10台分の露天駐車場。造成期間は令和4年2月25日から10日間。水利組合の同意書が添付されています。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。中西恵子委員。

○中西恵子委員 特に問題ございません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第64号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第64号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、泉町(地番)、地目は田、1.31㎡。転用目的は宅地、権利の種類は所有権。水利組合の同意書が添付、顛末書には、売買するため測量の際、隣接宅地の一部になっていたことが判明と記載されています。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。篠木委員。

○篠木委員 特に問題はございません。

○林会長 ほかに、何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第65号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第65号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年1月17日から令和4年1月17日。耕作面積11,615.32㎡。納税猶予農地は、全て自作地で17筆あり、合計11,615.32㎡。証明年月日は令和4年1月17日。

2件目。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年1月17日から令和4年1月17日。耕作面積650㎡。納税猶予農地は2筆あり、合計、650㎡。証明年月日は令和4年1月17日。

3件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年1月26日から令和4年1月17日。耕作面積3,021㎡。納税猶予農地は8筆あり、合計3,021㎡。証明年月日は令和4年1月17日。

4件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年1月5日から令和4年1月18日。耕作面積は594㎡。納税猶予農地は2筆あり、合計594㎡。証明年月日は令和4年1月18日。

5件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年2月12日から令和4年1月31日。耕作面積は1,706㎡。納税猶予農地は合計4筆あり、合計1,706㎡。証明年月日は令和4年1月31日。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第66号 認定電気通信事業に係る事業計画届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第66号 認定電気通信事業者による事業計画届出の件。別紙のとおり、認定電気通信事業者から事業計画の届出がありましたので、報告します。

届出者、(住所)、(氏名)。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地、下佐曾利字ワサ田(地番)。地目は畑、地積は233㎡の内2.25㎡。転用の目的は携帯電話の基地局の設置。造成期間が令和4年3月1日から約60日間。施設の概要、コンクリート柱、高さ14.9m。面積は2.25㎡。権利の種類は賃借権。下佐曾利の自治会・下佐曾利の農会長の同意書が添付されています。(個人情報)の同意も添付されています。

○林会長 それでは、地区担当の農業委員の意見を伺います。平井委員。

○平井委員 特に問題ないです。

○林会長 何か意見、質問はありますか。無いようなので、以上で本日の議案4件、報告事項4件について審議等は終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回総会を閉会します。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

5番 中 西 瞳

6番 阪 上 秀 一